

○交番・駐在所連絡協議会実施要綱の制定について

(平成7年5月26日例規第38号)

[沿革] 平成10年11月例規第42号、13年12月第55号、31年4月第23号、令和2年3月第15号改正

別記のとおり制定し、平成7年6月1日から実施することとしたので、適正に運用されたい。

この要綱は、交番・駐在所連絡協議会を、地域社会における身近な問題の提示及び地域住民等との検討又は協議の場として明確に位置付ける〔中略〕ものである。

〔中略〕

なお、派出所・駐在所連絡協議会実施要綱の制定について（昭和58年8月例規第19号）は、廃止する。

別記

交番・駐在所連絡協議会実施要領

第1 趣旨

この要綱は、交番・駐在所連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を効果的に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 連絡協議会の目的

連絡協議会は、交番又は駐在所（以下「交番等」という。）の所管区において、地域住民等の日常生活に身近な犯罪、事故及び災害（以下「犯罪等」という。）の未然防止並びに被害の拡大防止及び回復並びに的確な検挙活動を図るため、所管区内の住民等の意見、要望等を広く聴取して相互に検討又は協議し、警察と地域住民等が相互に協力し、もって安全で平穏な地域社会の実現を図ることを目的とする。

第3 連絡協議会の設置及び組織

1 設置

連絡協議会は、原則として交番等の各所管区を単位として設置するものとする。

2 組織

連絡協議会は、連絡協議会委員（以下「委員」という。）及び連絡協議会運営担当者（以下「運営担当者」という。）をもって構成するものとする。

(1) 委員の選定

委員は、地域の実情に精通し、かつ、地域住民等からの信望が厚い者の中から、職業、年齢、性別等を考慮して、警察署長（以下「署長」という。）が選定するものとし、人数は、1の連絡協議会についておおむね10名程度とする。

なお、連絡協議会の効果的な運営を図るため、委員のうちおおむね半数程度は、

次に掲げる者の中から選定するものとする。

ア 自治会等地域自治組織の役員

イ 自治体又は公的機関の職員

ウ 防犯協議会、交通安全協会等の公益団体の関係者

エ その他ボランティア活動を行う団体又は公益的団体の関係者

(2) 委員の委嘱

署長は、前記(1)により委員を選定したときは、委嘱書（別記様式第1）を交付して委嘱するものとする。

(3) 委員の任期

委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げないものとする。

(4) 委員の解嘱

署長は、委員から辞任の申出があったとき、又は委員として適さない理由があると認められるときは、解嘱することができるものとする。

(5) 運営担当者等

ア 運営担当者は、連絡協議会を設置した所管区の勤務員全員をもって充てるものとする。

イ 運営担当者は、随時委員その他の関係者を訪問し、必要事項の連絡等を行うものとする。

ウ 署長は、連絡協議会運営責任者（以下「運営責任者」という。）として交番所長又は駐在所勤務員（以下「交番所長等」という。）を指定するものとする。

この場合において、交番所長の配置のない交番にあつては、勤務員の中から適任者を指定するものとする。

エ 運営責任者は、連絡協議会を主宰し、会議の円滑な運営と活性化に努めるものとする。

第4 単位連絡協議会

1 署長は、第3の1の規定にかかわらず、地域の一体性、共同性等に着目して、所管区を分割して又は複数の所管区を統合して連絡協議会を設置することがより適切と認められる場合は、当該分割し、又は統合する地域を単位とする連絡協議会（以下「単位連絡協議会」という。）を設置することができるものとする。

2 第3の2の規定は、単位連絡協議会について準用するものとする。

第5 職種等連絡協議会

1 署長は、所管区等を単位とせず、職種、地区等に着目して連絡協議会を設置することが効果的と認められる場合は、第3又は第4に定める連絡協議会のほか、目的

等を限定したおおむね次に掲げる連絡協議会（以下「職種等連絡協議会」という。）を別途設置することができるものとする。

- (1) 団地等人口流動が激しい地域において、アパート、マンション、旅館等の管理者による連絡協議会
 - (2) 繁華街等において、商店の経営者や雑居ビルの管理者等による連絡協議会
 - (3) 外国人居住者等の保護対策を推進するため、外国人居住者等による連絡協議会
 - (4) 女性層の意見、要望等を警察活動に反映するため、女性層による連絡協議会
- 2 第3の2の規定は、職種等連絡協議会について準用するものとする。

第6 会議の開催

- 1 連絡協議会（単位連絡協議会及び職種等連絡協議会を含む。以下同じ。）の会議は、定期会議及び臨時会議とする。
- 2 定期会議の開催
定期会議は、警察活動の重点及び地域の行事等を勘案し、所管区の実情に応じて効果的な時機を選定し、年1回以上開催するものとする。
- 3 臨時会議の開催
臨時会議は、地域で犯罪等が連続的に発生し、地域住民等に不安が生じるなど地域の問題解決に必要な場合が生じた場合に、随時開催するものとする。
- 4 会議の出席者等
 - (1) 会議は、委員及び運営担当者のほか、会議の議題等に応じて、随時地域住民及び地域の機関・団体の関係者等の参画を得て開催するものとする。
 - (2) 会議の開催に当たっては、関係部門と緊密な連携を図るものとする。

第7 連絡協議事項等

- 1 連絡協議会は、地域住民等に身近な犯罪等の防止その他地域住民等の生活の安全と平穏に関する問題について連絡をするとともに、意見、要望等を聞いて相互に必要な検討又は協議を行うものとする。
- 2 会議で検討され、又は協議された要望事項等の措置状況については、速やかに参加者に連絡するとともに、当該措置を実施するため時間を要する問題等については計画的に推進するなど、適切な処理を行うものとする。

第8 留意事項

連絡協議会の開催に当たっては、次に掲げる点に配意して、真に効果が上がるよう努めるものとする。

- (1) 警察署地域警察幹部は、連絡協議会の趣旨、目的、実施要領等について、勤務員に対し事前に十分な指導教養を実施するほか、会議内容及び推進状況を把握し、

必要に応じて他機関との連絡調整や具体的な支援体制をとるなど、適宜適切な措置をとること。

(2) 署長は、必要と認めるときは、他係の幹部等を会議に参加させ、又は支援させるなど、組織的かつ適切な運営に努めること。

(3) 生活安全部地域課長（以下「地域課長」という。）は、各警察署における連絡協議会の推進状況等を的確に把握するとともに、必要な指導を行うこと。

第9 報告

1 署長は、連絡協議会を設置し、又は廃止したときは、連絡協議会設置（廃止）報告書（別記様式第2）により、会議を開催したときは、連絡協議会開催結果報告書（別記様式第3）により速やかに地域課長を経て警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

2 署長は、連絡協議会の運用により、次に掲げる効果、反響等があったときは、その都度書面により地域課長を経て本部長あて報告すること。

(1) 委員との連携による事件検挙等

(2) 地域住民の具体的な反響

(3) 防犯上の効果

(4) 管内実態把握上の効果

(5) その他の効果

(6) 好活動事例

(7) 運営に関する問題点

第 号

委 嘱 書

住 所

様

あなたを〇〇〇交番（駐在所）連絡協議会委員に委嘱します。

（期 間） 年 月 日 から

年 月 日 まで

年 月 日

警 察 署 長

印

別記様式第3（第9関係）

第 号
年 月 日

奈良県警察本部長 殿

警 察 署 長

連絡協議会開催結果報告（定期・臨時）

次のとおり連絡協議会を開催したので報告します。

名 称	連絡協議会			
開催年月日	年 月 日 時 分 ～ 時 分			
開催場所				
出席者	委 員	名 (欠 名)	費 用	計 円
	その他関係者	名		内訳
	警 察 官 (運営責任者)	名 (うち本署 名) ()		
会議の 議 題				
会議の 結 果				
要望、 意見等 及びそ の措置 状況				